温泉センター椿の湯食堂運営事業者公募要項

１　募集内容

　　　温泉センター椿の湯（以下「椿の湯」という。）内にある食堂について，長島町と賃貸借契約を締結し，温泉の入浴客及び観光客等を対象とした食堂を運営する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

　（１）対象施設

　　　　所在地　　　　　出水郡長島町指江１５５３番地１

　　　　　　　　　　　　温泉センター椿の湯の食堂及び厨房

（建物の正式名称：長島町ふれあい交流センター）

　　　　貸付対象面積　　１１６．２㎡

　（２）営業日・時間等

　　　①　営 業 日：椿の湯開館日の範囲内

休 館 日：毎週水曜日

※ただし，盆・正月等の長期休暇時期は変更となります。

　　　②　営業時間：椿の湯営業時間の範囲内

　　　　　　　　　営業時間：９：００～２２：００（最終入館２１：００）

　　　　　上記①②の範囲内で事業者と町の協議の上決定します。ただし，経営上の理由により椿の湯の営業日・時間が変更となった場合は変更後の営業日・時間の範囲内とします。

　（３）貸付期間

　　　貸付契約締結日から令和４年３月３１日までとし，長島町・事業者ともに疑義が　　生じない限りはその期間を更新するものとします。

　　　ただし，次のいずれかに該当するときは，貸付契約を解除することができます。この場合において，事業者に損失が生じても，町はその賠償または補償の責めを負いません。

　　　①　町が貸付箇所を必要とするとき

　　　②　椿の湯がその営業を中止したとき

　　　③　ふれあい交流センターの取り壊しが決定したとき

　　　④　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５５条に規定された許可の取消または営業の禁停止を受けたとき

　（４）貸付料　　無償

　　　貸付料は，長島町行政財産目的外使用料徴収条例（平成１８年長島町条例第５６号）

第９条第４号の規定に基づき無償とします。

　（５）費用の負担

　　　食堂を運営するために必要な経費は，開業に伴う経費も含め全て事業者の負担とな

ります。

　　　①　電気・水道・ガス代

　　　　　食堂・厨房の料金は椿の湯分として一括して支払っており，貸付箇所のみの使用料金を算出することができません。事業者が工事費用等を負担してメーターを取り付け，食堂・厨房分の料金を負担してください。

　　　②　設備機器の設置工事

　　　　　事業者は，自らの責任と負担において必要な設備機器の設置工事を行うことができます。事前に町へ協議してください。

　　　③　既存の設備機器及び備品

既に設置されている設備機器，什器，厨房器機は事業者が使用することができます。現状での引き渡しとなりますので，不要品の処分，修繕費用は事業者の負担となります。処分については，事前に町へ協議してください。

　　　③　施設の改修・修繕

　　　　　既存の建物の老朽化等による修繕は町が行います。

　　　　　事業者が食堂の運営上必要とする改修工事については，事業者自らの責任と負担において行うことができます。事前に町と協議してください。

　　　④　有益費等の請求権の放棄

　　　　　事業者は，改良のための有益費及び修繕費を町に請求することはできません。

２　応募に関する事項

（１）応募資格

　　　応募する者は，次に掲げる全ての条件を満たす者とします。

　　　①　食品衛生法の規定に基づく許可を営業開始日までに得られる者であること。

　　　②　食品衛生法に基づく営業の禁止もしくは停止命令または設備の改善命令の行政処分を過去３年間に受けていない者であること。

③　地方自治法施行令（昭和２２年政令第６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

　　　④　国税及び地方税に滞納がない者であること。

　　　⑤　募集期間の１年以上前から長島町に住所を有する者であること。

　（２）募集期間　　令和元年１１月６日（水）～１１月１５日（金）

　（３）受付場所　　〒８９９－１４９８

　　　　　　　　　　鹿児島県出水郡長島町鷹巣１８７５番地１

　　　　　　　　　　長島町役場　水産商工課

　　　　　　　　　　（担当者：商工観光係長　上　晃盛）

　　　　　　　　　　ＴＥＬ　０９９６－８６－１１３７

　　　　　　　　　　ＦＡＸ　０９９６－８６－０９５０

　　　　　　　　　　suishou05@town.nagashima.lg.jp

　（４）提出書類

　　　①　温泉センター椿の湯食堂運営事業者応募申請書（様式１）

　　　②　法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し

　　　　　個人の場合は住民票の写し

　　　③　納税証明書

　　　④　事業計画書

⑤　営業に関する資格・免許等の写し

（５）現場説明等

　　現場での説明または資料の提供を求められた場合，長島町はこれに応じるものとします。

（６）質疑応答

　　①　質疑については，温泉センター椿の湯食堂運営事業者公募質疑書（様式２）により行ってください。

　　②　質疑に対する回答は，温泉センター椿の湯食堂運営事業者公募回答書（様式３）により行います。

（７）審査選定

　　　応募申請書に提出のあった者の中から選定委員会の審査により事業者を決定します。ただし，事業者の応募が１社の場合は開催しません。選定結果は温泉センター椿の湯食堂運営事業者選定結果通知（様式４）により通知します。

　　　なお，審査の方法，内容及び結果については非公開とし，質問及び審査結果に関しての異議は一切受け付けません。

　（８）失格事項

　　　事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は，公募への参加資格を失うものとします。

　　　①　この要項に違反した場合

　　　②　この要項に定める手続き以外に選定委員会，担当部局職員等に対して公募に関する便宜を求めた場合

　　　③　申請内容に虚偽の記載があった場合

　（９）費用負担

　　　応募に係る一切の費用は，事業者負担とします。